

# 千葉県子どもを虐待から守る基本計画 (案)



平成 2 9 年 月

千葉県

## 第1章 計画の策定にあたって

### 計画策定の趣旨

いかなる状況にあっても子どもが理不尽な虐待を受け、ましてや尊い命を落とすことがあってはなりません。

子どもたちが生きる権利を保障され、健全に育っていくために、児童虐待防止に向けたさらなる取組を進めていく必要があります。

このため、県行政としての責任を明確にし、早急に市町村をはじめとした関係機関の連携とより一層の取り組み強化の方針を打ち出すため、この計画を策定します。

### 計画の性格・位置付け

この計画は、「千葉県子どもを虐待から守る条例」第11条に基づく基本計画であり、市町村や関係機関の取り組みへの支援や、児童相談所の体制整備、関係団体や里親、児童養護施設等との一層の連携、教育現場における児童生徒に対する教育的取組の推進、母子保健との連携による虐待事案の発生予防と発生後の適切な対応、社会的養護の充実等を図るため、「目標」と「具体的な施策」を示すものです。

### 計画の期間

計画期間は、「千葉県家庭的養護推進計画」、「新 千葉県次世代育成支援行動計画」、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」と併せて、平成31年度までとし、その後は5年計画とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

### 他の計画との関係

子どもの貧困対策やDV対策等、関連する施策の推進については、個々の計画に基づき取り組んでいきます。

### 基本計画の3本の柱

- 1 発生予防、早期発見及び早期対応
- 2 虐待を受けた子どもやその保護者に対する援助、指導並びに支援
- 3 人材の育成

## 関連する用語

### ①児童（児童福祉法 第四条）

満十八歳未満の者

- ・乳児：満一歳に満たない者
- ・幼児：満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- ・少年：小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

### ②要保護児童（児童福祉法 第六条の二第八項）

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

### ③要支援児童（児童福祉法 第六条の三第五項）

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く）

### ④特定妊婦（児童福祉法 第六条の三第五項）

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

### ⑤要保護児童対策地域協議会（児童福祉法 第二十五条の二）

要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会

## 参 考

### 《提案理由》

平成28年12月定例県議会における「千葉県子どもを虐待から守る条例」  
提案理由

### 《第12次報告》

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第12次報告

### 《第13次報告》

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第13次報告

### 《改正法》

平成28年法律第63号 児童福祉法等の一部を改正する法律

### 《社会的養護の課題と将来像》

平成23年7月 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・  
社会的保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ

### 《家庭的養護推進計画》

平成27年11月 千葉県家庭的養護推進計画

## 子ども虐待の定義（児童虐待の防止等に関する法律 第二条）

「児童虐待」とは、保護者（親権者・後見人・児童を現に監護するもの）が、その監護する児童に行う次に掲げる行為をいう。

### ①「身体的虐待」

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。



### ②「性的虐待」

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。



### ③「ネグレクト」

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。



### ④「心理的虐待」

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



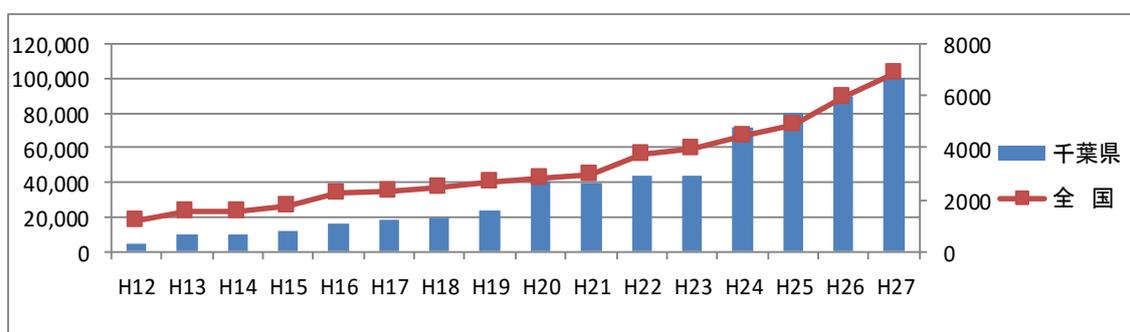
## 第2章 児童虐待防止に向けた基本方針と具体的な取組

### 1 発生予防、早期発見及び早期対応

#### (1) 発生予防

##### 【現状と課題】

- 本県においては、児童相談所を核として、市町村、警察、医療機関などとの連携のもと、早期発見、早期対応など防止に向けた取組を展開していますが、児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成22年度は2,958件だったものが、平成27年度には6,669件と、5年間で2倍以上に増加しており、全国第4位という厳しい状況にあります。《提案理由》



- 平成27年度に厚生労働省が把握した心中以外の虐待死事例のうち、「0歳」の死亡人数が全体の6割近くを占めています。また、月齢「0か月」が「0歳」の死亡人数のうち4割以上で、最も高い割合を占めています。《第13次報告》
- 妊娠期・周産期の問題について、平成27年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が3割以上で、最も高い割合を占めています。《第13次報告》
- 地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援は、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することが重要となっています。《改正法》
- 妊娠の届出や乳幼児健診等の母子保健施策は、市町村が広く妊産婦等と接触する機会となっており、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるなど、児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることから、母子保健施策と児童虐待防止施策との連携をより一層強化することが必要です。《改正法》

## 【取組の方向性】

### ①母子保健施策と連携した未然防止

- 妊娠の早期から関わりを持つ母子保健従事者が、児童虐待に対する理解を深め、適切な支援を行えるよう、「母子保健虐待予防マニュアル」の活用を推進するとともに、実践的な研修を行います。
- 市町村が実施する親の役割意識を高めるための取組について、研修を通じて支援します。
- 市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等に関わる母子保健推進員等へ研修を行い、訪問者の資質の向上を図る等、訪問支援活動の推進を図ります。
- 妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために相談支援等を行う「子育て世代包括支援センター」の設置促進を図ります。

項目	内容
母子保健指導事業	母子保健関係職員の資質を向上するため、また、母子保健における推進員活動の意義を啓発し、母子保健の推進について協力を得るため、研修会を開催します。 母子保健施策の総合的かつ効果的な実施及び今後の母子保健施策のあり方について検討し、関係諸施策との調整及び関係機関との連携を図るため、母子保健推進協議会（保健所）等を開催します。

### ②必要な支援につなげるための情報提供と相談体制の充実

- 24時間・365日体制で子ども虐待等の電話相談に対応するため、中央児童相談所に電話相談員を引き続き配置します。
- 児童相談所全国共通ダイヤル「189」では児童虐待に限らず、子育てに悩んでいる方や妊娠中の方からの相談もあることから、相談を受けた場合には、関係機関へのあっせんや情報提供を行うとともに、必要に応じて社会的養護施策を紹介するなど、適切な対応を図ります。
- 誰もが必要な時に、必要なサービスを提供できるよう、ニーズにあった情報提供を効果的に行い、積極的な利用を促進します。
- 予期しない妊娠など出産後に子どもを育てることができない妊婦に対する相談支援体制を構築します。

項目	内容
子ども・家庭110番事業	子ども等のいじめや子育ての不安など、子どもに関わる様々な相談に応じるため、「子ども・家庭110番」を中央児童相談所に設置し、専門の電話相談員が夜間、土日、祝日の相談に応じます。

### ③地域全体で支援する仕組みづくりの推進

- 行政機関のみならず、ボランティアやNPO法人、医療機関等、関係機関や専門家が連携してネットワークを構築し、地域全体で支援する仕組みづくりを推進します。
- 地域ネットワークを活用し、支援を求めない家庭に対しても、必要に応じて、アウトリーチによる継続的な支援を実施できる仕組みづくりを推進します。

項目	内容
関係機関の体制の強化	<p>通告窓口となる市町村等関係機関の支援体制を強化するとともに、各機関同士の連携強化を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待相談を行う市町村職員（母子保健担当者を含む）等への研修の充実</li> <li>・関係機関連携強化のための各種会議の開催</li> </ul>
市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業	<p>専門的人材の確保が困難な市町村に学識経験者や精神科医等の専門家を派遣して「要保護児童対策地域協議会」実効性を高め、関係機関連携のネットワーク充実強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修を実施</li> </ul>
DV・児童虐待職務関係者研修の充実	<p>DVと児童虐待が密接な関係にあることへの理解を深め、DV被害者やその子どもへの適切な対応が行えるようにするため、DV相談と児童虐待相談の連携強化を視野に入れながら実務経験に応じた研修やスキルアップにつながる専門的な研修を実施し、職務関係者研修の充実を図ります。</p>

### ④広報啓発活動の充実

- 増加・深刻化する児童虐待を早期に発見・対応するため、児童虐待防止に対する意識を広めるとともに、社会的養護が必要な子どもたちに温かい愛情と正しい理解をもった家庭環境の下で養育を提供する里親制度を更に推進します。
- ひとりでも多くの県民が児童虐待防止に対する理解を深め、自発的に相談や通告ができるよう、オレンジリボンキャンペーンを実施します。
- 県民及び保護者が、条例に掲げる責務を正しく理解できるよう、子育て世代や高校生・大学生などの若い世代も含めて、幅広い世代に児童虐待防止に関する周知を行います。

項目	内容
児童虐待防止に向けた啓発活動	児童虐待防止月間である11月を中心に児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告義務や相談機関の周知を図ります。 また、DVと児童虐待は密接に関連することから、広報啓発に当たっては、DV防止と児童虐待防止の啓発を関係部署が連携して実施し、啓発の効果を高めていきます。

#### 【数値目標】

目標項目	現状（H28年）	目標（H31年）
養育支援訪問事業の実施市町村数	29市町村	全市町村
子育て世代包括支援センターの設置数	11市町村	42市町村

### (2) 児童虐待の早期発見と対応

#### 【現状と課題】

- 児童虐待の背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、家庭環境の問題などがあると考えられるが、市町村では状況を把握できない場合があります。  
こうした状況に対応するため、要支援児童等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが必要です。《改正法》
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の調整機関は、児童相談所、警察、学校等の関係機関間の調整、協力要請や支援の進行状況の確認等の管理・評価、主として対応する機関の選定などの業務を担っています。しかしながら、実態として、関係機関の連携が十分でなく、個々の事案への対応に漏れが生じ、結果として深刻な事態に至ったケースが指摘されており、要対協の機能を強化し、関係機関間の協力・連携を徹底することが必要です。《第13次報告》
- 児童虐待への相談とその支援には、複雑な生育歴や様々な価値観を持ち合わせる養育者に寄り添い、高度な専門的な知識と支援者自身の多様な経験が求められます。さらに、業務量に見合った職員配置数の確保に努めるなど、児童相談所及び市町村の職員の体制の充実強化が必要です。《第13次報告》

## 【取組の方向性】

### ①市町村や関係機関との連携の推進

- 支援を要する妊婦等に日頃から接する機会の多い、医療機関、児童福祉施設、学校等が、支援を要する妊婦等を把握した場合は、平成28年10月施行の改正児童福祉法により、個人情報保護法や守秘義務に違反することなく、相談機関に対して、情報を提供できることとされたことから、速やかに情報を提供するよう促します。
- 平成24年度から児童相談所に警察官等を配置した結果、警察機関との連携が強化され、児童の安全確保等に効果があることから、警察官の配置を継続します。
- 児童相談所と市町村との間で、対応に遅れや齟齬が生じることのないよう、共通の基準となるアセスメントツールを運用することで、地域の実情に応じた適切な役割分担を図ります。
- 児童相談所及び市町村職員を対象とした虐待に関する基礎的な知識を習得できる階層別の研修に加え、具体的な事例検討やロールプレイ等を含めた実践的な研修を通して、職員の相談援助技術の向上を図ります。

項目	内容
関係機関の体制の強化（再掲）	<p>通告窓口となる市町村等関係機関の支援体制を強化するとともに、各機関同士の連携強化を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待相談を行う市町村職員（母子保健担当者を含む）等への研修の充実</li> <li>・関係機関連携強化のための各種会議の開催</li> </ul>
市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業（再掲）	<p>専門的人材の確保が困難な市町村に学識経験者や精神科医等の専門家を派遣して「要保護児童対策地域協議会」実効性を高め、関係機関連携のネットワーク充実強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修を実施</li> </ul>
児童相談所の体制強化	<p>児童相談所の体制を強化し、総合的な対策の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待等電話相談</li> <li>・児童虐待対応協力員の配置</li> <li>・心理療法担当職員</li> <li>・保護者へのカウンセリング指導実施</li> <li>・家族関係支援</li> <li>・専門職の計画的な増員等</li> </ul>
児童相談所の専門性の強化	<p>児童相談所の専門性を強化し、関係機関への助言機能の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所職員の専門性を強化する研修の実施</li> <li>・高度かつ困難事例に対応するため、弁護士・医師・臨床心理士等専門家の助言等を受けられる体制の整備</li> </ul>

児童虐待死亡ゼロに向けた抜本的な対策の検討	社会福祉審議会に設置した社会的養護検討部会の「児童虐待死亡事例等検証委員会」において児童虐待死亡事例ゼロに向けた抜本的対策の検討を行います。
児童相談所における歯科検診の実施	早期発見の指標を探るため、歯科医師会と連携し児童相談所の入所児童の口腔内健診と口腔衛生指導が行えるよう検討します。

## ②社会的関心の喚起と子どもの権利擁護の推進

- 児童虐待に対する社会的関心を喚起し、早期発見につなげるために、様々な機会を通して広報・啓発を行います。
- 教育機関等において、子ども自身が本来持っている権利を正しく理解できるよう「千葉県人権施策基本方針」の理念を活かした教育を推進します。
- 千葉県における道德教育の主題である「『いのち』のつながりと輝き～大切なあなた、大切なみんな、大切な自然と地球、そして大切なわたし～」に基づき、県民一体となった道德教育の充実に取り組みます。
- 社会的養護を受けている子どもの権利擁護の強化を図るため、児童相談所職員や里親、施設職員に対する研修事業等を推進し、子どものケアの充実や子どもの支援における注意喚起を促します。
- 県の措置により子どもが里親等に委託される、又は施設に入所する際には、子どもに対し子どもの権利擁護について説明し、権利擁護に関するしおり（子どもの権利ノート）と共に、児童家庭課宛の葉書を渡して、周囲の大人に相談できない状態にある時に困ったことなどを相談できる環境の整備に努めます。
- 被措置児童等虐待が発生した場合には、迅速に子どもの安全を確認し、問題の解決を図ることができるよう、「被措置児童等虐待対応マニュアル」を活用し、児童相談所等の関係機関職員に周知・共有するとともに迅速に対応を行えるよう体制を整え、子どもの権利擁護に努めます。
- 施設では、支援体制の確認や問題点の改善のため、3年に一度の第三者評価と毎年の自己評価が義務付けられており、県では今後もこれらの評価の実施を促します。

項目	内容
児童虐待防止に向けた啓発活動（再掲）	児童虐待防止月間である11月を中心に児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告義務や相談機関の周知を図ります。

	また、DVと児童虐待は密接に関連することから、広報啓発に当たっては、DV防止と児童虐待防止の啓発を関係部署が連携して実施し、啓発の効果を高めていきます。
子どもの権利ノート の作成	子どもの権利・参画のための研究会が提言した「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針」にある「子どもはひとりのかけがえのない存在として、生きること（生存）、守られること（保護）、育つこと（発達・成長）、参加すること（参画）に関する権利が守られること」を子どもたち自身に伝えるため、子どもの権利ノートを作成し、施設入所児童等に配布します。
教育機関等職員への 研修の充実・強化	教育機関等職員を対象とした、児童虐待に係る研修などにより、知識の共有を図り、児童虐待への円滑な対応を目指します。

### ③法的側面からの専門知識に基づく迅速・的確な対応

- 児童虐待相談対応件数の増加とともに法律に関する専門的知識を必要とする業務も増加することが予想されるため、弁護士等の配置等を推進します。

項目	内容
児童相談所の体制 強化（再掲）	児童相談所の体制を強化し、総合的な対策の推進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待等電話相談</li> <li>・児童虐待対応協力員の配置</li> <li>・心理療法担当職員</li> <li>・保護者へのカウンセリング指導実施</li> <li>・家族関係支援</li> <li>・専門職の計画的な増員等</li> </ul>
児童相談所の専門 性の強化（再掲）	児童相談所の専門性を強化し、関係機関への助言機能の強化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所職員の専門性を強化する研修の実施</li> <li>・高度かつ困難事例に対応するため、弁護士・医師・臨床心理士等専門家の助言等を受けられる体制の整備</li> </ul>

#### 【数値目標】

目標項目	現状（H28年）	目標（H31年）
児童虐待死亡事例発生件数	0件	0件
要保護児童対策地域協議会の設置市町村数	53市町村	全市町村
警察と児童相談所の合同研修の受講者数	延べ130名	延べ200名
児童相談所専門職員の増員	—	毎年40名程度増員します

## 2 虐待を受けた子どもやその保護者に対する援助、指導並びに支援

### (1) 子どもと保護者に対する支援

#### 【現状と課題】

- 児童相談所が相談対応等を行った児童のうち9割強は在宅支援となっているが、その後に親子の状況が変化し、重篤な虐待事例が生じる場合が少なからずあることから、基礎的な自治体である市町村が、身近な場所で、児童・保護者に寄り添って継続的に支援するなど在宅支援を強化する必要があります。  
《改正法》
  - 児童相談所には、様々な法的権限が与えられており、虐待事例の対応に必要な時には、子どもの安全を守るためにこの権限を適切に行使する社会的な使命を担っている。職員は児童相談所の組織としての責務を理解した上で、その対応する必要があります。《第13次報告》
  - 最も身近な行政機関である市町村は、母子保健や子育て支援、学校教育、児童福祉サービス等の所管事業を通じて、虐待の発生予防、早期発見や重篤化を防ぐ適切な対応、家族が地域で暮らし続けるための支援と施設を退所した後の在宅支援等の役割を担っています。《第12次報告》
  - このような業務を担う児童相談所及び市町村の職員においては、虐待のリスク要因や虐待に至る養育者の心理的・社会的背景や生活歴、子どもの発育発達理解、家族全体を捉えるアセスメントの手法等、基礎的な知識の習得が必要です。《第12次報告》
  - 親子関係再構築について、保護者の意向に左右されること等により、実効ある支援が十分行われていないほか、支援の際の関係機関間の連携が不十分になることがあります。また、措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースがみられることから、児童相談所や市町村のみならず、児童を現に養育する施設や里親も、積極的に親子関係再構築支援を行うとともに、都道府県が措置を解除するに当たっては、継続的なフォローを行う必要があります。《第12次報告》
  - 要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括する必要があります。また、要保護児童対策調整機関が個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材を配置する必要があります。《改正法》
  - 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況では、心中以外の虐待死で「よく活用している※」市町村が、4割弱であったことから、同協議会の積極的な活用を徹底する必要があります。《第13次報告》
- ※ 実務者会議がよく機能した、あるいは、個別ケース検討会議を時期を決めて定期的を開催するとともに、必要に応じて開催した場合を意味します。

## 【取組の方向性】

### ①相談支援体制の強化

- 他の児童相談所や市町村職員等の専門性向上のための研修、実習生の受け入れなどの人材育成機能を充実させるため、中央児童相談所の児童虐待防止対策の中核的拠点としての機能を強化します。
- 児童相談所の専門職員を増員するとともに専門性を強化するための研修を行うなど、相談体制や機能を強化します。
- 改正児童福祉法において、市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定されたことを踏まえ、市町村が拠点を設置する際に説明会を開催するなど、拠点整備の設置を推進します。
- 県が平成26年1月に作成した「子ども虐待対応マニュアル」を見直し、児童相談所と市町村職員の合同研修を実施し、市町村職員の専門性の向上と児童相談所との更なる連携強化を支援します。
- 子どもとの関係に悩み苦しむ親がいつでも相談でき、悩みを傾聴してもらえる常設の相談体制を確立します。
- 児童虐待等により、心理治療を必要とする子どもへの専門的なケア体制の充実を図ります。
- 家族関係支援のためのカウンセリングや指導プログラムを用意し、個別の支援を充実します。
- 児童家庭支援センターの設置を促進し、専門的な知識及び技術を活用した必要な援助を行います。また、児童相談所、市町村その他の関係機関と連携し支援体制を確保することで、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。
- 児童相談所と市町村との間で、対応に漏れや齟齬が生じることのないよう、共通の基準となるアセスメントツールを活用し、事案送致の円滑・確実な運用を図ります。

項目	内容
児童相談所の体制強化（再掲）	児童相談所の体制を強化し、総合的な対策の推進を図ります。 ・児童虐待等電話相談 ・児童虐待対応協力員の配置 ・心理療法担当職員 ・保護者へのカウンセリング指導実施 ・家族関係支援 ・専門職の計画的な増員等
児童相談所の専門性の強化（再掲）	児童相談所の専門性を強化し、関係機関への助言機能の強化を図ります。 ・児童相談所職員の専門性を強化する研修の実施 ・高度かつ困難事例に対応するため、弁護士・医師・臨床心理士等専門家の助言等を受けられる体制の整備
関係機関の体制の強化（再掲）	通告窓口となる市町村等関係機関の支援体制を強化するとともに、各機関同士の連携強化を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待相談を行う市町村職員（母子保健担当者を含む）等への研修の充実</li> <li>・関係機関連携強化のための各種会議の開催</li> </ul>
児童相談所支援システム整備事業	児童相談所職員が児童相談に迅速かつ漏れなく対応できるよう、IT化による児童相談業務の改善を図り、児童相談所支援システムの適切な運用管理及び必要な機能追加を行います。
被虐待児童等へのグループ指導事業	被虐待児童及び保護者に対して精神科医や心理療法担当職員等によるグループ指導を行い、虐待の再発防止や被虐待児童の心身の健全な発達を促します。
保護者カウンセリング強化事業	児童虐待を行う保護者に対して、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科医の協力を得て保護者の抱える問題等へのカウンセリングを行います。
家族関係支援事業	家族関係支援プログラムの実施にあたるため、精神科医師やスーパーバイザー等専門家を活用した支援を行います。
教育機関等職員への研修の充実・強化（再掲）	教育機関等の職員を対象とした、児童虐待に係る研修などにより、知識の共有を図り、児童虐待への円滑な対応を目指します。
児童家庭支援センター事業	児童に関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、助言、指導その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託による指導を行います。また、児童相談所、市町村その他の関係機関と連携し支援体制を確保することで、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。

## ②要保護児童対策地域協議会への支援

- 市町村では、要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦を支援対象として、総合的なケース管理を行い、地域の関係機関が連携、協力して、子どもや家庭を支援しています。県では、市町村の体制や取組状況を支援するため、地域協議会の機能強化と、子どもを守る地域ネットワークから地域協議会への移行支援に向け、助言指導を行う専門家の派遣事業の活用を市町村に積極的に働きかけていきます。

また、市町村における地域協議会の機能強化のための取組を支援するため、県内の地域協議会が抱える課題を点検、整理し、人口規模や地域特性に応じた、モデルとなる事例や課題の解決策を提示するなど、市町村を支援する取組を推進していきます。

- 児童相談所は日常的に、市町村はもとより、保健センター、保健所、警察、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、地域協議会の活用により情報共有を図り、専門的な立場から助言を行っていきます。

項目	内容
市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業（再掲）	専門的人材の確保が困難な市町村に学識経験者や精神科医等の専門家を派遣して「要保護児童対策地域協議会」実効性を高め、関係機関連携のネットワーク充実強化を図ります。 ・要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修を実施

### ③児童相談所の整備

- 施設の老朽化や狭隘化に対応するため、児童相談所の施設整備について検討します。

項目	内容
児童相談所の施設整備	児童の安全確保のため、児童相談所の改修工事等について、「千葉県県有建物長寿命化計画」と整合を図りながら検討を進めます。

#### 【数値目標】

目標項目	現状（H28年）	目標（H31年）
児童家庭支援センターの設置数	7か所	11か所
子ども家庭総合支援拠点の設置数	—	増加を目指します

## (2) 社会的養護の充実

### 【現状と課題】

- 社会的養護は、出来る限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要があります。《社会的養護の課題と将来像》
- 児童養護施設の老朽化が進む中で、入所児童の生活環境を向上させる必要があります。施設の改修に加え、防災や防犯対策を充実させる必要があります。
- 社会的養護においては、原則として、家庭的養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）もできる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく必要があります。《社会的養護の課題と将来像》
- 社会的養護を必要とする子どもたちは、愛着形成の課題や心の傷を抱えていることが多いため、適切な愛着関係に基づき他者に対する基本的信頼を獲得し、安定した人格を形成していけるよう、また、子どもが心の傷を癒して回復していけるよう、専門的な知識や技術を有する者によるケアが必要です。《社会的養護の課題と将来像》

## 【取組の方向性】

### ①施設の小規模化・地域分散化の推進

- 従来の大舎制・中舎制で養護を行ってきた施設が小規模グループケアに移行するためには、施設の構造を大きく変更しなければならない場合が多いため、国の制度を活用して補助を行うことにより、施設の負担を軽減し、より家庭的な養護への転換促進を図ります。
- 地域小規模児童養護施設等のグループホームを開設する際には、地域や学校の理解・協力を得る必要があるため、必要に応じて、各自治体・地域住民への説明を行い、理解と協力が得られるよう支援します。

項目	内容
地域小規模児童養護施設等の整備促進事業	小規模・家庭的な環境のもと、近隣住民との関わりの中で、児童の社会的自立を促進するため、民家・アパート等を活用した地域小規模養護施設等の設置を促進します。
次世代育成支援対策施設整備交付金事業	地震防災上倒壊等の危険性のある児童養護施設等の耐震化等を推進します。また、防犯対策等を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕など必要な安全対策を推進します。

### ②里親委託等の推進

- 里親等に委託される子どもは、様々な背景を持つとともに、「中途からの養育」による育てづらさが出る場合も多いため、児童相談所だけでなく、児童養護施設や乳児院、児童家庭支援センターなどの関係機関と連携し、継続的に支援する体制を整備します。
- 市町村や学校関係者等と連携し、里親制度等の普及に努めるとともに、地域での子育て支援事業の活用を図り、新たな里親等を開拓します。

項目	内容
里親制度の周知啓発	里親制度への理解を深め、特に虐待により心身に深く影響を受けた児童を養育する里親の充実を図るため、広報・啓発活動を実施し、里親制度の普及を図ります。
登録里親の拡充と制度の充実	①里親委託推進・支援等事業 民間事業者に委託し里親委託等推進員を配置するとともに、「里親委託等推進委員会」を設置し、委託前から里親との交流を持ち、関係機関と連携することで里親委託を円滑に進めます。また、里親家庭への訪問等により生活援助や相談援助を行い里親の負担軽減を図ります。 ②里親養育相互援助事業（里親サロン）

	<p>里親が児童相談所等を集い、里親相互の交流を実施することで、里親の精神的負担の軽減を図るとともに、児童福祉司等の援助のもとに子どもの養育技術等の向上を図ります。</p> <p>③里親制度充実事業</p> <p>委託児童の適切な養育を確保するために、委託児童の養育等に関する相談を実施するため各児相に里親対応専門員（嘱託）を配置します。</p>
養育技術向上のための研修の実施	<p>養育里親の登録のために義務付けられた養育里親研修（基礎研修、認定前研修）及び里親の養育技術を向上させるための研修等（応用研修）を実施し、養育技術の向上を図ります。</p>
里親トレーニング事業	<p>未委託里親に対し、子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保し委託可能な里親を育成することにより、更なる里親委託の推進を図ります。</p>
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）	<p>児童間の相互活用を活かしつつ、家庭的な環境の下で、相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行う。ファミリーホーム事業の充実と設置促進を図ります。</p>

#### 【数値目標】

目標項目	現状（H28年）	目標（H31年）
地域小規模児童養護施設の設置数	13か所	21か所
要保護児童の里親等委託率	25.0%	27.0%

### (3) 自立支援の充実

#### 【現状と課題】

- 社会的養護を受ける子どもの多くは、精神的にも経済的にも親の支援を受けられない状況にあります。《家庭的養護推進計画》
- 社会的養護を必要とする子どもが、自己肯定感を育み、社会の中でひとりの人間として自立した生活を送るための基本的な力を身につけられるよう、精神的・経済的な支援を充実させながら養育を行う必要があります。《家庭的養護推進計画》
- 社会的養護の下で育った子どもも、他の子どもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるようにすることが重要です。《社会的養護の課題と将来像》
- 施設退所後の相談支援（アフターケア）の充実が必要です。《社会的養護の課題と将来像》

## 【取組の方向性】

### ①相談支援体制の充実

- 進学や安定した就職のためには、学習支援の充実や、進学や就職に係る費用が必要となります。そのため、国の定める教育費、特別育成費及び就職支度費等の措置費に、県単独で上乗せ補助を実施し、経済的な支援の充実を図っています。今後も、上乗せ補助を継続するとともに、国に対しては、更なる措置費の改善を要望していきます。
- 子どもが自立する際、就職やアパート等を賃借するに当たって必要となる身元保証人を確保するため、身元保証人確保対策事業を実施しています。
- 施設や里親等から自立していった子どもにとって、施設や里親等は困ったときに頼れる、いわば実家のような役割を持ち得ます。自立後も、施設や里親等が長期にわたり、子ども一人一人とつながりを持つアフターケアの取組を推進していきます。
- 職業生活設計の支援や職業の選択、スキルアップについて自己決定を後押しする支援をするため、施設職員にキャリアコンサルタントの資格を持った職員の雇用を促します。

項目	内容
児童自立生活援助事業の促進	義務教育終了後、児童福祉施設を退所し、就職する児童等は、厳しい環境に置かれています。こうした児童等と起居をともにしながら就職先の開拓や、日常生活上の相談援助等を行い、社会的自立を支援する「自立援助ホーム」の設置促進を図ります。

### ②18歳を過ぎても支援できる体制の構築

- 満18歳を超えても、自立生活能力が十分ではない場合については、措置延長を適切に実施していきます。
- 義務教育を終了した者であって、就学中の者については、22歳の年度末まで自立援助ホームを活用して自立した生活を支援していきます。
- 就学中以外の者についても、自立のための支援を継続して行うことが適当である場合には、22歳の年度末まで継続して支援を実施することができるよう、居住に関する支援、生活費の支給を行います。

項目	内容
社会的養護自立支援事業	児童養護施設等を退所する児童等や、家庭で生活ができず自立せざるを得ない中卒以上の児童等は、自立できるだけの力を備えている訳ではなく、また被虐待児の増加に伴い家庭の支援が受けられない状況が生じており、様々な生活・就業上の問題を抱えながら生活基盤を築いていく必要があることから、これら

	の者に対し、生活支援や就労支援、心理面からの支援を実施し、社会的養護を要する児童等の自立を促進します。
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	児童養護施設や自立援助ホーム等の退所者で就職又は大学等に進学する者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な者に対して、家賃相当額や生活費等の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援します。また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要な費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援します。

### ③自立援助ホームや自立生活支援室の設置促進と機能向上

- 県内（千葉市を含む）の自立援助ホームは平成29年度4月現在において9か所ありますが、今後の需要等を勘案し、必要な施設整備を図ります。
- 自立援助ホームの入所者であって大学等に就学している場合には、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とし、入所者の支援の必要性に応じて適切な運用を実施します。
- 入所児童の退所に向けた準備や自立のための支援を行う「自立支援室（ステップルーム）」の整備を図ります。

項目	内容
児童自立生活援助事業の促進（再掲）	義務教育終了後、児童福祉施設を退所し、就職する児童等は、近年の経済情勢の悪化などに伴う就職難もある中、厳しい環境におかれています。こうした児童等と起居をともにしながら就職先の開拓や、日常生活上の相談援助等を行い、社会的自立を支援する「自立援助ホーム」の設置促進を図ります。

### ④児童自立支援施設の機能の充実

- 年長児の自立訓練の必要性が高まっていることから、自立訓練・支援寮の整備を検討します。

項目	内容
生実学校の機能強化	施設退所前の児童への自立支援の必要性が高まっていることから、県立児童自立支援施設の生実学校の自立支援体制の強化について検討します。

#### 【数値目標】

目標項目	現状（H28年）	目標（H31年）
自立援助ホームの設置数	9か所	12か所

### 3 人材の育成等

#### (1) 人材の育成

##### 【現状と課題】

- 児童相談所には、様々な法的権限が与えられており、虐待事例の対応で必要な時には、子どもの安全を守るためにこの権限を適切に行使する社会的な使命を担っている。職員は児童相談所の組織としての責務を理解した上で、その対応をする必要があります。《第13次報告》
- 最も身近な行政機関である市町村は、母子保健や子育て支援、学校教育、児童福祉サービス等の所管事業を通じて、虐待の発生予防、早期発見や重篤化を防ぐ適切な対応、家族が地域で暮らし続けるための支援と施設を退所した後の在宅支援等の役割を担っています。《第12次報告》
- このような業務を担う児童相談所及び市町村の職員においては、虐待のリスク要因や虐待に至る養育者の心理的・社会的背景や生育歴、子どもの発育発達への理解、家族全体を捉えるアセスメントの手法等、基礎的な知識の習得がまずは必要です。《第12次報告》
- 施設に入所している子どもの多くは、虐待を受けたり発達障害や知的障害等の障害を有していたりしており、より専門性の高いケアが必要です。また、心に傷を持った子どもたちに寄り添う養育ができるよう、人材の確保・養育が必要です。《家庭的養護推進計画》
- 小規模グループケアやグループホームにおいては、一人ひとりの職員の力量の向上が必要となるため、研修等を充実するとともに、個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、施設全体の組織的な運営体制の構築が必要です。《家庭的養護推進計画》
- 里親制度に対する社会的認知度が低く、委託可能な登録里親が少ない、また、個別の里親への支援がいき届いていない等の問題があることから、里親制度の広報啓発等による里親開拓から、里親と児童のマッチング、里親に対する訪問支援、里親に委託された児童の自立支援まで、一貫した里親支援を行うことが必要です。《改正法》

##### 【取組の方向性】

#### ① 専門人材の資質向上

- 県が平成26年1月に作成した「子ども虐待対応マニュアル」を見直し、児童相談所と市町村職員の合同研修を実施し、市町村職員の専門性の向上と児童相談所との更なる連携強化を支援します。
- 国の「児童虐待・DV対策等総合支援事業」を活用して研修を実施し、また研修への参加を促進して、児童相談所職員、里親、施設職員の資質の向上と子どものケアの充実を図っていきます。

- 虐待等により心的外傷等を負った子どものケアを行う心理療法担当職員や、里親制度の充実を担う里親支援専門相談員について、各施設に対し制度の説明を積極的に行うなど、専門性の高い職員の配置促進に努めていきます。
- 施設に入所している子どもの多くは、より専門性の高いケアが必要となるため、関係職員向けの研修を行うほか、外部研修への参加に要する経費を支援することで、職員の資質向上を図ります。

項目	内容
関係機関の体制の強化（再掲）	<p>通告窓口となる市町村等関係機関の支援体制を強化するとともに、各機関同士の連携強化を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待相談を行う市町村職員（母子保健担当者を含む）等への研修の充実</li> <li>・関係機関連携強化のための各種会議の開催</li> </ul>
児童相談所の専門性の強化（再掲）	<p>児童相談所の専門性を強化し、関係機関への助言機能の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所職員の専門性を強化する研修の実施</li> <li>・高度かつ困難事例に対応するため、弁護士・医師・臨床心理士等専門家の助言等を受けられる体制の整備</li> </ul>
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業	<p>児童養護施設等において、被虐待児や障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、児童に対するケアの充実を図り、職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ることを目的として、外部研修参加に要する経費を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を可能とするため、基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施します。</li> </ul>

## ②専門人材の確保

- 民間の乳児院及び児童養護施設に勤務する職員の処遇改善を図り、入所児童の処遇向上のため、国の基準を超えて直接処遇職員を配置した施設に対して1名分の人件費を支援します。
- 児童養護施設等における実習を受けた学生の就職を促進し、人材の確保を図るため、実習を受けた学生を就職前に一定期間、非常勤職員として採用するために要する経費を支援します。

## ③里親への研修の充実

- 里親制度の認知度の向上を図ることにより、新たに開拓した里親に対する研修や未委託里親に対するトレーニングを実施することにより、養育の質を確保し委託可能な里親を育成します。

- 児童虐待等により心身に有害な影響を受けた児童を養育する専門里親の充実を図るため、児童福祉法により受講が義務付けられている養育里親への研修を活用し、養育技術の向上を図ります。

項目	内容
養育技術向上のための研修の実施（再掲）	養育里親の登録のために義務付けられた養育里親研修（基礎研修、認定前研修）及び里親の養育技術を向上させるための研修等（応用研修）を実施し、養育技術の向上を図ります。
里親トレーニング事業（再掲）	未委託里親に対し、子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保し委託可能な里親を育成することにより、更なる里親委託の推進を図ります。

#### ④地域支援体制の充実

- 民生委員、主任児童委員、NPO法人などの地域力を活かして、虐待をうけた子どもを家庭や地域に返すための支援の充実を図ります。
- 児童相談所だけでなく、子どもの家庭に関する専門的な知識や技術を持つ児童家庭支援センターや、地域に密着している市町村の要保護児童対策地域協議会等と連携することで、その子どもの家庭にあった支援を提供していきます。

項目	内容
主任児童委員研修事業	地域において児童福祉の中核的役割を担うことが期待されている主任児童委員に対し、研修を実施し、資質向上を図ります。
市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業（再掲）	専門的人材の確保が困難な市町村に学識経験者や精神科医等の専門家を派遣して「要保護児童対策地域協議会」実効性を高め、関係機関連携のネットワーク充実強化を図ります。 ・要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修を実施

#### 【数値目標】

目標項目	現状（H28年）	目標（H31年）
基幹的職員研修の新規受講者数	82名	100名
要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修の受講者数	—	100名

## 第3章 計画の推進

### 計画の進行管理

県は、毎年、計画の実施状況について、進捗管理を行い、ホームページなどを通じて公表します。また、千葉県要保護児童対策地域協議会において、実施状況を報告し、目標達成に向けて必要な施策を協議します。